平成19年第9回教育委員会定例会会議録

- 1 開会宣言 平成19年8月24日(金) 午前10時
- 2 場 所 三条市役所栄庁舎 201会議室
- 3 出席者 梨本委員長、長沼委員長職務代理委員、坂爪委員、渡辺委員、松永教育長
- 4 説明のための出席者

阿部教育次長、池浦教育総務課長、駒澤学校教育課長、金子生涯学習課長、須 佐社会体育課長、堤国体推進室長、坂井学校教育課主幹、宗村中央公民館長、 羽賀図書館長、佐藤勤労青少年ホーム館長、長谷川教育総務課長補佐、本多教 育総務課総務係長

- 5 傍聴人 1人
- 6 議 題
 - (1) 前回会議録の承認

平成19年第8回教育委員会定例会会議録について

(2)報告

報第 1号 平成19年度第1回三条市勤労青少年ホーム運営審議会会議録について 報第 2号 平成19年度第1回三条市文化財保護審議会会議録について

(3)議事

議第 1号 三条市指定文化財の指定について

- (4) その他
 - ア 改正教育三法の概要について
 - イ 教育制度等検討委員会専門部会の開催について
 - ウ 次回教育委員会定例会の日程について
- 7 審議の経過及び結果
 - (1) 前回会議録の承認

梨本委員長から平成19年第8回教育委員会定例会会議録について諮り、承認と決定

(2) 報第 1号 平成19年度第1回三条市勤労青少年ホーム運営審議会会議録について 佐藤勤労青少年ホーム館長が説明

(長沼委員)

利用者の年齢のことが出たが、就労支援をしているニートの方たちに限っていうと、 年齢層はどうか。

(佐藤勤労青少年ホーム館長)

現在、勤労青少年ホームは利用登録制を設け、平成18年度は1,633人の方々から登録をいただいているが、職業欄が空欄の方は423人いる。その理由が、面倒だから書かなかったのか、本当に今、職に就いていなくて書かなかったのか、あるいは個人情報という意味で記載するのを躊躇したのかはっきりしない。

サポートステーションに来る平均年齢は27、8歳だ。

(渡辺委員)

利用者が拡大の方向にあるとの説明を受けたが、その中で講座等の内容の充実、魅力のある講座、どのようにして広報・PRを該当者に実施していくかが大きなポイントになってくると思う。会議録を見ると20年度からいよいよ新活動がスタートするとのことだが。

(佐藤勤労青少年ホーム館長)

講座の充実だが、勤労青少年ホームとしては、参加者に対して何か今の仕事との関連や、あるいは仕事ではなくても若者として何か学びたいこと、例えばコミュニケーションやプレゼンテーション能力、そういった人間としての基本的な部分に関わることに対して勤労青少年ホームとしてできることを行っていきたい。来年度はそういったキャリアアップに関連する支援ができないかと考えている。

また、PRについては、41事業所の推進者による自社企業の若い従業員に対してソレイユ利用のPRをお願いしている。さらに、就職希望者を有する高校へも出向いて周知・広報したい。あるいはホームページを充実させて各講座の内容や空き状況、活動状況等を載せる形で検討している。

(梨本委員長)

「ヤングキャリアナビゲーション」と「若者サポートステーション」との違い、特色 を具体的に話してもらいたい。

(佐藤勤労青少年ホーム館長)

「ヤングキャリアナビゲーション」についてだが、勤めているが色々な人間関係や会社内のこと、仕事をしていてもトラブルがあって辞めたいという若者の声が非常に多い。今、七五三現象という状況がいわれており3年以内で辞めてしまう方が非常に多い。そういう会社の問題や人間的なトラブルの中で悩んでいることがあれば、ヤングキャリアナビゲーションに産業カウンセラーがいるので、辞める前に相談をしていただきたい。辞めてしまった後に次の就職を見つけるにしても、今よりいい条件のところがあるかというとなかなかない。働ける状況の中での色々な人間関係や仕事上のトラブルで困っていることがあれば相談して欲しいというのが「ヤングキャリアナビゲーション」だ。

「三条若者サポートステーション」は引きこもりからの脱出や、まだ職についていないニートと呼ばれる方々のカウンセリングを行いながら将来的には職業支援、就職に結びつけるという意味合いを持っている。今まで9人ほど就職したケースがあるが、なかなかそこまで行く事例が少ない。自分の進路がはっきりわからない、何をしたらいいのかわからない、引きこもりの方は当然外に出られないので親御さんが代わって相談され

るケースもある。

職業支援だが、その前段階の何をしたいのか、あるいはどういう仕事をしたいのか、 それさえわからない人や、人とはあまり話をしたくない人が相談に来るケースが多い。 ニートへの職業支援だが、現実はそこまで追いついていない状況で、話をカウンセラ 一が聞くに留まっている。中には心身的な病を持つ方もいらっしゃるので、そういう方 は福祉などとセットにしないと解決できない問題もある。家庭や職業の問題、すなわち、 人間の人生設計に関わる大きな問題、色々な不安や現実問題に悩んでいるという状況で ある。

(梨本委員長)

私が一番懸念していることは、就業意欲があって現在の人間関係で悩んでいる、現に 職場がないとのことなら色々な相談にも乗れるしアドバイスもできるが、就労意欲のな い人たちなどが一番問題だろうと思う。

そういう各々の相談の内容や、どう導いたかというデータなどは取っているのか。ヤングキャリアナビゲーションもサポートステーションも、どういう種類の相談が何件あってどっちの方向に向けたとか未解決が何%とか何人か、というデータは全部取ってあるのか。

(佐藤勤労青少年ホーム館長)

ある程度のデータはあるが、今日はそこまで持ってきていない。

(梨本委員長)

今日でなくていい。

(佐藤勤労青少年ホーム館長)

一応取ってあるので、後で開示するなりしたい。

今言われたように、目的がある、あるいは働きたいが勤め先がない人は比較的良いが、何をしたらいいかわからないとか、ぶらぶらしているという人達が非常に多い。何も今の時点でそうなったのではなく、私の見方では小さい時の子育ての問題や家庭の問題から当然小学校中学校、あるいは高校の学校教育すべてが繋がって今の現状がある。現時点でどうするかという問題と、そういう若者を作らないためにどうするかという前段階での対策をしっかりしていかなければ、いつまでたってもこういう人達が日本全国にどんどん溢れてくることになる。そういう現状があり、本来ならば働いて税金を納める立場にいる人達が何も仕事をしない、まさに日本の経済は下降気味になっている。人間の質そのものが下降気味になっている。これはどこかで考えていかなければ今の現状は決してよくならないと思う。

(梨本委員長)

まさにおっしゃる通りだ。現に私の会社でも求人するとたくさん来て下さるが、話を しているうちに本当に働く気がこの人はあるのかなという方もいる。この人はどうなっ ているのだろうと、どんな家庭教育であり家庭環境なのかと考えることがある。そうい ったデータが知りたい。後で結構なので聞かせて欲しい。

(長沼委員)

今、データとの話しがあったが、私も館長と同じ考えだ。今出た現象は5年ないしは10年前から始まっている。学校にいる間は、健康データはあるが、卒業して働いていないと、血圧や血液の健康に関するデータはない。その人達は働く意欲を持てるような状態の体でないこともある。若い人は健康と思っていても、貧血で低血糖ということもある。サポートステーションには、そういう方々の生活についての資料はないとのことなので、例えば来た人全員の血圧を測ってはどうか。そういう人達は何の目標もなく、前よりこれだけよくなったという数値も持っていない。いきなり就労は難しいので、そういう健康面でのデータを把握し、本人にも知らしめることで日々の生活態度の改善を図っていけないかと思う。

引きこもっている人はとても健康に興味がある。それらをチェックするという講座が あれば多くの人が来るかもしれない。

(梨本委員長)

国際交流サロンは大体グループ化されていると思うが、何人くらいの外国人で構成され、その出身国はどこか。また、グループに参加している日本人、地元の方々は何人くらいいるのか。

(佐藤勤労青少年ホーム館長)

国際交流サロンは土曜日に開いている。たまに覗いてみると、中国や韓国、米国などの方が自由に話をしていて、その中に日本の方は3分の1だろうか。日によって集まってくる人達も違うが、集まる人数は大体12、3人くらいだろうか。そのうち3分の1ぐらいは日本人だと思っている。

(梨本委員長)

少ないように思うが。

(佐藤勤労青少年ホーム館長)

中国語や韓国語の講座に参加している人達が交流サロンに参加するかというとそうではないようだ。全く違った人達が集まって来ている。語学講座に参加している人からも国際交流サロンに出席してもらうことにより、サロンが色々な意味で機能していくし、語学講座に参加している人達にも違った取り組みがもたらされるのではという気がする。そこが今後の課題かもしれない。

(梨本委員長)

それは目的が違うということか。

(佐藤勤労青少年ホーム館長)

そうだ。

(梨本委員長)

語学に来ている人の目的とサロンに来ている人の目的が違うので、それを見極めることは方向的にも興味深い。

(渡辺委員)

今ほど幼児期や義務教育、あるいは高校の子ども達への将来の職業観というものは非常に大事だという話があったが、私もその通りだと思う。小学校はわからないが、中学

校では総合学習の時間を活用して職業調べや職場体験など、色々な面から子ども達に望ましい職業意識を持たせるように指導されていると思う。

8月21日に下田中学校、長沢小学校、荒沢小学校の3校が文部科学省の指定を受けて「ものづくり科」の新しい教科を今後3年間研究指定で行う、その第一回の委員会があり、参加した。その根底にも職業に対する望ましい考え方、広くいえば人生設計のようなものを感じ取ることができて非常にいい研究会になるのではないかと期待している。

(梨本委員長)

ソレイユの役割はかなり重要だと思っているので、大いに張り切って頑張っていただきたい。

--- 全員承認と決定 ----

(3) 報第 2号 平成19年度第1回三条市文化財保護審議会会議録について 金子生涯学習課長が説明

(梨本委員長)

前にもこの席で、下田の八木神社や須頃の獅子舞などを三条の県指定文化財を受けている神楽と一緒にできないかという話があった時に、それはそもそも違うという話を羽賀館長から聞いたことがあるが、どうして一緒にならないのかと思っていた。全部一緒に県の文化財指定を受ければいいのではないのか。

(金子生涯学習課長)

前にそういう質問はなかったような気がするが、三条神楽はいわゆる出雲流の神楽でルーツが江戸時代から始まっていることが確かにわかっているので、その古さという点で県文化財になっている。他の神楽は開始時期がそこまでわからないということで、栄神楽は市指定文化財、下田の各神社に伝わる神楽も歴史的なルーツがちょっとわからないし、舞数もそう多くないということで、多分旧下田では村の文化財にはなっていなかったと思う。

獅子舞は神楽とまた別種の民俗芸能で須頃の獅子舞があるが、これは明治ぐらいからの伝統と聞いている。これは市の文化財として保護しているが県の文化財までは至っていない。

(羽賀図書館長)

今程、金子課長が説明したとおりであるが、委員長の話は昨年度の神楽保存会の総会に委員長に出席していただいた席で、神楽保存会の会員で以前の社会教育課長から、栄の神楽と三条の神楽を一緒に交流できないかという話があった。

質問者の意向は当初一緒にということであったが、その席上にいた八幡宮の神主がはっきりと、合同、同じ曲ということで一緒にやるような舞ではないということで明確に否定された。ただ、例えば今年10月7日の三条神楽の発表会が教育委員会主催で開催されるが、そういう時に三条神楽の他に下田などということであればという話で受け取っている。残念ながら今年も機会がなく三条神楽と子ども達の郷土芸能ということにさせていただきたいと思っている。過去においては須頃の獅子舞を同じ日に特別出演とし

て上演した記録がある。

(梨本委員長)

説明をいただき、ありがとうございます。

- --- 全員承認と決定 ----
- (4)議第 1号 三条市指定文化財の指定について

金子生涯学習課長が説明

--- 全員承認と決定 ----

- (5) その他
 - ・ 改正教育三法の概要について

池浦教育総務課長が説明

(梨本委員長)

既に新聞等々で報道されている内容であるが、教育長の方で何かあるか。

(松永教育長)

補足的な形で申せば、例えば「学校教育法等の改正」の中で「各学校種の目的及び目標の見直し等」の義務教育関係は、前は「小学校の目標と中学校の目標」となっていたものが、今は「義務教育の目標」となっている。ここには義務教育9年間を1つのスパンにしょうという基本理念が出されている。今小中連携という時、やはり9年間というスパンにしょうという考え方が目標の取り上げ方にも現れているということを認識した方がいいという気がする。

「副校長その他の新しい職の設置」については、ニュース等で聞くと文部科学省は100億円くらいを予算要求するとのことなので、予算との絡みで具体化されていくのではないかと思う。ただ、これはあくまでも先生方が子どもと向き合える時間を多く取れるようにするということに狙いがあり、そのために、教員を増やしたいということだと思う。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正」は教育委員会の再生がメインとされている。この中で今後吟味しなければならないと思っているものが「活動の点検・評価」で、教育委員会が活動したことを議会に報告しなければならないという形になる。教育活動を点検する外部委員会から評価してもらうという、そういう組織を今後構築していかなければならないということだと思うので、県教育委員会及び他市町村の動向を見極めながら対応をしていかなければならないと考える。

私どもは幸いにして指導主事を置かせてもらっているが、例えば他市町村の教育委員会においては、学校教育課長はいるが指導主事がいないというところもある。そういうところは他の教育委員会と連携しながらやるという教育委員会の共同設置等の方法により教育行政の体制・充実に努めることが言われている。

「教育における地方分権の推進」として新しく言われたことは、教育委員の数の弾力 化と教育委員への保護者の選任を義務化するということ。いわゆる教育委員を名誉職と いう形で捉えないで本当の現場、あるいは現実の世間や親の願いが教育委員会に届くよ うにということからと思うが、教育委員に保護者の選任が義務化された。この保護者も 最初は義務教育の保護者を指していたが、最終的にはこのような文言の保護者という表現になったので、この保護者の定義を高等学校までの保護者と解するのか、その辺を他の市町村とともに勉強しなければならないと思っている。

(梨本委員長)

保護者とは、PTAということか。

(松永教育長)

Pはペアレント、Tはティーチャーなので、親はみんな保護者になる。保護者とは、 子どもが学校に通っているということで解釈していいのではないだろうか。

(池浦学校教育課長)

いずれにしても細かい部分までは示されていない。国から示された段階で、総合的に勘案したい。

(松永教育長)

最後の「教育職員免許法及び教育公務員特例法の改正」だが、これは優秀な教員の確保ということで免許法に10年間の有効期間を設けることで果たして更新制度が機能するかどうかは、やり方が非常に難しいだろうと思う。

時間と金がかかり、実施の段階に当たっては県単位で行うのか、あるいはその地域が 持っている大学がその受け入れ機関になるのか色々なことが考えられる。これから様子 を見ていきたいと思う。

教育制度検討委員会専門部会の開催について 阿部教育次長が説明

(梨本委員長)

段々と各論に入ってきているようだ。

次回教育委員会定例会の開催日時について、池浦教育総務課長から提案があり、委 員長が諮り次のとおり決定する。

日 時 平成19年9月21(金) 午後1時30分

会 場 三条市役所栄庁舎 201会議室

8 閉会宣言 平成19年8月24日 午前11時10分

三条市教育委員会会議規則第38条及び第39条の規定により、会議の顛末を記載して ここに署名する。